ウズベキスタン入国時の「抗原検査」の実施開始について (新型コロナウイルス関連)

- 昨21日付けウズベキスタン外務省による当館宛て通知に基づき、来る12月25日(金)より、ウズベキスタンへの 入国者に対しては空港到着時に新型コロナウイルスの抗原検査が実施されることとなりました。
- 同検査は、国の色別評価(緑、黄、赤)に関わらず、ウズベキスタンへの入国者全員(国籍不問)が対象となります。
- また、同検査にかかる費用は個人負担となります。
- 上記の抗原検査で陽性が判明した場合には、ウズベキスタン側が指定する医療機関若しくは自宅等での治療が必要となりますのでご留意願います。
- 同検査で陰性の場合は、入国後14日間の自主隔離は不要です。
- なお、ウズベキスタン政府は、新型コロナウイルスの感染状況が悪化している国(イギリス、イタリア、ドイツ、デンマーク、オーストリア、オーストラリア、オランダ、南アフリカ共和国)からの航空便の停止、並びに左記の国に直近14日間滞在していた者を入国禁止とするなど、一部国境管理の強化の動きが見られますので、渡航計画を立ててられる際はご注意願います。
- 1 21日付け当地外務省発表の内容は以下のとおりです。
- (1)新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、2020年12月25日から、ウズベキスタンへ入国する者に対して、新型コロナウイルスの抗原検査を実施することを決定しました。
- (2)同検査は空港、鉄道駅、国境ポイントにおいて実施され、費用は個人負担となります。
- (3) 同検査は、新型コロナウイルスの PCR 検査の陰性証明の有無に関わらず実施されます。
- (4)同検査で陽性反応が出た場合は、新型コロナウイルスの治療のための特別医療施設若しくは自宅等での治療が必要となります。
- (5)上記に関して、当地外務省の新型コロナウイルス対策本部は、ウズベキスタンを訪問予定のウズベキスタン国民及び外国人に対し、上記規則が本年12月25日より適用されることを考慮することを要請しています。
- 2 上記(1)に関連し、当館が当地保健省及び空港当局から聴取した詳細は以下のとおりです。
- (1)抗原検査は、出発国の国別感染状況評価(緑色、黄色、赤色)に関わらず一律に実施されます。
- (2)同検査にかかる費用は現地通貨(スム)での現金払いのみとなり、値段は14万スム(日本円で約1400円)です。
- (3)事前に現地通貨が準備できない場合は、タシケント空港の両替所にて、ドルからスムに両替をすることができます。
- (4)検査結果が出るまで、約30分かかります(混雑状況により待ち時間は変動します)。
- (5) 同検査で陽性反応が出た場合、症状がある場合はウズベキスタン側が指定する特別医療施設での治療となり、無症状の場合は自宅等での治療となります。
- (6)同検査で陰性となった場合は、入国後14日間の自主隔離は不要となります。

3 その他

- (1)12月25日(金)以降にウズベキスタンへの入国を予定されている方は、上記の点を踏まえた上で渡航計画を立て ていただくようよろしくお願いします。
- (2)現在、ウズベキスタン政府は、新型コロナウイルスの感染状況が悪化している国(イギリス、イタリア、ドイツ、デンマーク、オーストリア、オーストラリア、オランダ、南アフリカ共和国)からの航空便の停止、並びに左記の国に直近14日間に滞在していた者はウズベキスタンへの入国が禁止されるなど、一部国境管理の強化の動きも見られますの

で、同じく渡航計画を立てられる際にはご注意願います。

(3) 当地における新型コロナウイルス関連の情報については随時、領事メール及び当館ホームページにて情報提供をしておりますので、定期的な確認をお願いします。

〇在ウズベキスタン日本国大使館

住所: Tashkent city、 Yashnabad dist.、 Sadyk Azimov str.、 1-28

電話:(代表)+998-78-120-8060、(夜間・休日用緊急携帯)+998-91-162-5009

ホームページ: https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ:

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

〇日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311、(内線)2902、2903